

2

資源循環型地域社会の形成

目標

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、ごみの発生をできるだけ抑え、資源の有効利用とリサイクル*を推進することにより、地域から持続可能な資源循環型*社会を目指します。

資源循環型

開発・入手した資源を思い捨てにしないで、再利用や再生により、繰り返し活用すること。

リサイクル

廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。

指標	現状値 (平成 17 年度)	目標値
1人あたりのごみ排出量 (g/日)	912	平成 22 年度 892 平成 27 年度 899
リサイクル率 (%)	26.6	平成 22 年度 25 以上 平成 27 年度 30 以上
最終処分量 (トン/年)	9,084	平成 22 年度 7,500 平成 27 年度 6,500
エコストア・エコオフィス 登録件数(件)【再掲】	199	

$$1人1日当たりのごみ排出量 = (施設搬入ごみ量 + 直接資源化量 - 脱水汚泥) \div 人口(年度末) \div 365$$

ごみ総排出量は、国の循環型社会形成推進基本計画の考え方に基づき、施設搬入ごみ量のほか、直接資源化量（直接業者へ引き渡す、紙類・布類）を加えています。

$$リサイクル率(\%) = (施設内資源回収量 + 直接資源化量 + 焼却灰等再資源化 + 集団回収量) \div (施設搬入ごみ量 + 直接資源化量 + 集団回収量) \times 100$$



左：エコストア、右：古紙リサイクル



共通理念

廃棄物の減量・資源化は、本市の抱える種々のごみ問題にとどまらず、地球温暖化や資源の浪費といった地球環境問題にもかかわってきます。

そこで、ごみの3R(発生抑制【リデュース; Reduce】*、再使用【リユース; Reuse】*、再利用【リサイクル; Recycle】)と、不要なものを買わない、断るという積極的な考え方【リフューズ; Refuse】*を含めた4Rを基本として、地域から持続可能な資源循環型社会の構築に取り組みます。特に市民、事業者、民間団体との連携・協働によるごみの発生抑制に努めます。

リデュース

ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

リユース

不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

リフューズ

すぐに捨ててしまうような不要なものを使わないこと。

具体的取組

2-1 4Rの推進

2-1-1 発生抑制(リフューズ・リデュース)促進

重点

過剰包装等の対策

- ・民間団体や店舗等と連携しながら、マイバック持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。
- ・店舗等の協力を得て、過剰包装の自粛を呼びかけます。



生ごみ処理

- ・生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭や事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。
- ・公共施設から排出される生ごみの堆肥化等を推進します。





家庭系ごみ処理有料化の検討

- ・家庭系ごみ処理の有料化については、減量化・資源化施策の充実を図ったうえで、環境省の基本的な方針に基づき、市民の理解・協力を得ながら、検討を進めます。

事業系ごみの対策

- ・清掃センターに搬入される事業系のごみについて、ごみの組成を把握し、適切な指導を行うとともに、処理手数料の見直しも含め適正化を図ります。

エコストア・エコオフィス認定制度の推進

- ・ごみ減量化や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等を「エコストア」「エコオフィス」として認定し、事業者のごみの減量化・資源化を促進します。

市民、事業者への啓発

- ・出前講座やイベント等により、ごみの減量化・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。

4R を考慮した製品の開発等

- ・拡大生産者責任の考え方に基づき、ごみになりにくい製品の製造や再生利用・資源化しやすい製品の開発について事業者へ働きかけるよう国等に要望します。



左：4R を考慮した製品開発、右：事業者の環境配慮の公開

グリーン購入の推進

- ・グリーン購入法の基本方針に基づき、グリーン購入*による物品等の調達に努めます。

グリーン購入
 素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が減らされるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。





2-1-2 再使用（リユース）促進

フリーマーケット・イベント情報提供

- ・ 不用になった物の再使用・再利用を促進するため、フリーマーケットを開催するとともに、市内で開催されるフリーマーケット等の情報提供を行います。

不用品交換情報登録制度の充実

- ・ 家庭で不用となった物の情報を収集し、必要な人に情報を提供します。

2-1-3 再利用（リサイクル）促進

集団回収の促進

- ・ 民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

分別収集の徹底

- ・ ごみの資源化のため、紙類や容器包装リサイクル法に基づくその他プラスチック製容器包装の分別収集の徹底を図ります。
- ・ 草木類のチップ化等を推進します。

かわごえ環境推進員制度の充実

- ・ かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合ったごみの減量化を促進します。

事業系ごみの資源化の促進

- ・ 多量排出事業者やその他の事業者への指導を積極的に行い、事業系ごみの資源化を促進します。

2-2 収集体制の整備

収集運搬システムの整備

- ・ 各種リサイクル法の施行を踏まえて、資源循環型社会の構築に向けた効率的な収集運搬体制の整備を図ります。
- ・ 高齢社会を考慮し、ふれあい収集の充実を図ります。
- ・ 家庭系ごみ処理有料化と併せて、戸別回収等の収集方法について検討します。



2-3 廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備

2-3-1 一般・産業廃棄物処理の適正化

一般廃棄物（ごみ）の適正処理

- ・一般廃棄物*処理基本計画に基づき、総合的かつ適正な廃棄物処理体制を整備します。
- ・災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的協力体制の整備を推進します。

一般廃棄物（し尿）の適正処理

- ・既存施設の適正管理を実施します。
- ・老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。

監視及び管理体制の充実

- ・清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施し、その結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど排出抑制に努めます。

産業廃棄物の適正処理

- ・排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。
- ・産業廃棄物*の減量・資源化の普及・啓発に努めます。
- ・PCB 廃棄物*、使用済自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。
- ・川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例により、事業者による事前の情報開示、周辺住民の意見表明の確保、建設的な協議による合意の形成のためのしくみづくりを推進します。

一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで、産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。

ダイオキシン類

極めて毒性が強い有機塩素化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ピフェニル。

産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた、20種類の事業活動に伴う廃棄物と、輸入された廃棄物。更に、爆発性・毒性・感染性などを有するものが特別管理産業廃棄物とされる。

PCB 廃棄物

ポリ塩化ピフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCBは電気機器、熱媒体、ノーカーボン紙に広く使われたが、毒性が強く、分解しにくく、生体に蓄積することから、現在では製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められている。



不法投棄対策

- ・市民の協力を得ながら、関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施します。
- ・空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てを防止するため、民間団体と連携し啓発活動を展開します。
- ・ポイ捨て対策のため、観光客等へごみ持ち帰りなどの啓発に努めます。

2-3-2 中間処理施設の整備 **重点**

中間処理施設の整備

- ・施設の老朽化に対応するため、熱エネルギーの有効利用とごみ処理の適正化を目指した新たな施設の整備を図るとともに、既存施設の安全で効率的な維持管理に努めます。

2-3-3 最終処分場の管理・整備

監視及び管理

- ・最終処分場*の浸出水について、監視及び管理に努めます。

最終処分場の延命化

- ・焼却残渣等の資源化を推進するとともに、外部処分場の活用を進めることで、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。

最終処分場の整備

- ・今後の最終処分方法を含めた更新と埋立て終了後の跡地利用について検討します。

最終処分場

ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、直に運び込まれた廃棄物を処分する場所・施設・設備。本市では小畔の里クリーンセンターと、市外の処分場を利用している。